

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免 (令和 2 年度課税分) 及び傷病手当金の支給について

1 国民健康保険税の減免 (令和 2 年度課税分)

令和 2 年度課税分の新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限があるものに対して、現在減免申請を受け付けておりますが、令和 3 年 4 月 1 日以降についても、引続き減免申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。

2 傷病手当金の支給

国民健康保険における傷病手当金の支給額につきましては、国が定める期日までに支給対象期間が始まる分であれば全額財政支援されることになっています。

本市では、その期日を「支給対象期間の始期の終了日」として、府中市国民健康保険条例施行規則に定めていますが、制度創設当初の期日である令和 2 年 9 月 30 日が、段階的に延長されており、令和 3 年 3 月現在で令和 3 年 6 月 30 日となっています。

これに伴い、府中市国民健康保険条例施行規則についても、延長の都度、改正を行っており、引続き傷病手当金申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。